

議案第7号

武藏野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

提出者 武藏野市長 松下玲子

武藏野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

武藏野市国民健康保険条例（昭和34年3月武藏野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
(傷病手当金) 第5条の3 紹与等（所得税法 （昭和40年法律第33号）第28 条第1項に規定する紹与等を いい、賞与（健康保険法第3 条第6項に規定する賞与をい う。）を除く。以下この条及 び次条において同じ。）の支 払を受けている被保険者が療 養のため労務に服するこ とができる場合（新型インフル エンザ等対策特別措置法（平 成24年法律第31号）附則第1 条の2に規定する新型コロナ ウイルス感染症に感染したと き又は発熱等の症状があり当 該感染症の感染が疑われる ときに限る。以下同じ。）は、 その労務に服するこ とができるなくなった日から起算して3 日を経過した日から労務に服 するこ とができるない期間のうち 労務に就くことを予定して いた日について、傷病手当金 を支給する。	(傷病手当金) 第5条の3 紹与等（所得税法 （昭和40年法律第33号）第28 条第1項に規定する紹与等を いい、賞与（健康保険法第3 条第6項に規定する賞与をい う。）を除く。以下この条及 び次条において同じ。）の支 払を受けている被保険者が療 養のため労務に服するこ とができる場合（新型コロナウ イルス感染症（病原体がベー タコロナウイルス属のコロナ ウイルス（令和2年1月に、 中華人民共和国から世界保健 機関に対して、人に伝染する 能力を有することが新たに報 告されたものに限る。）であ る感染症をいう。）に感染し たとき又は発熱等の症状があ り当該感染症の感染が疑われる ときには、その労務に服するこ とができるなくなった日から起算し て3日を経過した日から労務 に服するこ とができるない期間	字句の改正

<p>2 及び 3 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第8条第2項本文の基礎課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からハに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(i) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に地方税法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3</p>	<p>のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第8条第2項本文の基礎課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からハに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(i) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に地方税法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3</p>
---	---

<p>項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下の号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納稅義務者</p> <p>イからハまで（略） (2)及び(3)（略）</p> <p>付 則</p>	<p>項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下の号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この<u>条及び付則第18項</u>において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納稅義務者</p> <p>イからハまで（略） (2)及び(3)（略）</p> <p>付 則</p>	<p>字句の追加</p>
--	---	--------------

<p>1から17まで (略) (国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>18 当分の間、第18条第1項の規定の適用については、同項第2号中「又はこれに準ずると認められる者」とあるのは、「若しくはこれに準ずると認められる者又は被保険者(減免を受けようとする日の属する年度の4月1日(同日後に出生した場合は、その出生した日)において18歳未満である者に限り、世帯主及びその配偶者を除く。)が2人以上属し、かつ、賦課期日(同日後に新たに納税義務者となつた場合は、その納税義務者となつた日)において地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が400万円を超えない世帯に係る納税義務者」とする。</p>	<p>1から17まで (略) (国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>18 当分の間、第18条第1項の規定の適用については、同項第2号中「又はこれに準ずると認められる者」とあるのは、「若しくはこれに準ずると認められる者又は被保険者(減免を受けようとする日の属する年度の4月1日(同日後に出生した場合は、その出生した日)において18歳未満である者に限り、世帯主及びその配偶者を除く。)が2人以上属し、かつ、賦課期日(同日後に新たに納税義務者となつた場合は、その納税義務者となつた日)において地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額 <u>(第16条の2及び付則第4項から付則第15項までの規定の適用を受ける場合にあっては、これらの規定の適用後の額)</u>の合算額が400万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、400万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者」とする。</p>	
--	---	--

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第5条の3第1項の改正は、公布の日から施行し、改正後の武蔵野市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第5条の3第1項の規定は、同年2月13日から適用する。

(適用区分)

- 新条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(保険税の減免の特例に関する経過措置)

- 市長は、新条例付則第18項の規定により読み替えて適用される新条例第18条第1項の規定による保険税の減免を受けようとする者（被保険者（減免を受けようとする日の属する年度の4月1日において18歳未満である者に限り、世帯主及びその配偶者を除く。）が2人以上属し、かつ、賦課期日（同日後に新たに納税義務者となった場合は、その納税義務者となった日）において地方税法（昭和25年法律第226号）第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額（新条例第16条の2及び付則第4項から付則第15項までの規定の適用を受ける場合にあっては、これらの規定の適用後の額）の合算額が400万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び新条例第15条第9項に規定する特定同一世帯所属者のうち新条例第16条第1号に規定する給与所得者等の数（以下「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、400万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者に限る。）が、この条例の施行の際現に行っている国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項の規定による資格の取得の届出（同条第14項の規定により当該届出があったものとみなされる場合を含む。）は、当該被保険者に係る新条例第18条第2項の規定による減免の申請とみなすことができる。

(提案理由)

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行等を踏まえ、所要の改正をするものである。